

【労働者派遣事業におけるマージン率】

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象：令和3年4月～令和4年3月)

1. 派遣労働者の数 11人
2. 派遣労働者の派遣先企業の数 3社
3. 労働者派遣に関する料金の平均額
(1日当たりの料金額 (8時間労働として計算)) 34,984円
4. 派遣労働者の賃金の平均額
(1日当たりの賃金額 (8時間労働として計算)) 20,872円
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
(マージン率) 40.3%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
(注) マージン率等の情報提供公開時点における情報を記載
 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している
① 対象となる派遣労働者の範囲 ソフトウェア開発・システム運用管理等の業務に従事する従業員
② 協定の有効期間の終期 令和5年3月31日

7. 教育訓練に関する事項

種類	対象者	実施人数	方法	実施主体	実施期間	費用負担
新人教育	新規採用者	採用人数	OJT	弊社	1～3カ月	なし
能力向上	派遣労働者	7人程度	Off-JT	弊社	15日	なし

《マージン率に含まれるものとして》

■会社負担保険料 …雇用主として負担する労災、雇用、厚生年金、健康保険等の各種社会保険料

■派遣社員の有給休暇費用 …派遣社員が取得する有給休暇等に充当した費用

■会社運営経費、他 …
・事業運営にあたる労働者の人件費
・通信費等をはじめとする諸費用、雑費
・営業利益

などがあります。

